なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している有価証券の種類が社債券であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十四号の四様式記載上の注意⑵を次のように改める。

⑵　発行予定額又は発行残高の上限

本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期外債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期外債の償還期日及び償還額を記載すること。

第十五号様式記載上の注意⑶ｃを次のように改める。

ｃ　「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う有価証券の種類が社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

第十五号様式記載上の注意⑷ｂに次のように加える。

⑷　今回発行登録により募集を行う有価証券の種類が社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意⑷ｂ中「掲げること。」の次に「ただし、発行者が当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出している者でない場合には、発行者の選択により最近３年間の財務計算に関する書類であって、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けているもののみを掲げることができる。」を加える。

第六号様式記載上の注意⑷ａを次のように改める。

ａ　発行登録による募集又は売出しを予定している債券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。

なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載すること。

第七号様式記載上の注意⑷中ｆをｇとし、ｅをｆとし、ｄをｅとし、ｃの次に次のように加える。

ｄ　発行残高の上限を記載した場合において、発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載したときは、当該償還期日及び償還額に変更が生じたこと。

第九号様式記載上の注意⑵ｃを次のように改める。

ｃ　「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。

なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録による債券の募集を行うときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。

第九号様式記載上の注意⑶ｂに次のように加える。

⑷　今回発行登録による債券の募集を行う場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される債券の償還期日及び償還額を記載すること。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五号の三様式記載上の注意⒀を次のように改める。

⒀　発行者の状況

「３　発行者の概況」から「７　経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部　企業情報」の「第２　企業の概況」から「第６　経理の状況」までに準じて記載すること。

ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近５連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、発行者の最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。